

大阪弁護士会の取り組み

大阪弁護士会行政連携センター事務局長

弁護士 岸本佳浩

第1 弁護士会と地方自治体とはすでに多方面で連携している（現状）

- 資料1：大阪弁護士会と地方自治体との連携（イメージ）
- 資料2：大阪弁護士会における行政連携の具体例（2011年度実施）／抜粋
 - ★東京弁護士会：公金債権回収のための先駆的取り組み
(債権管理条例, 債権管理マニュアル, 受託, 研修など)

第2 地方自治体のニーズに応える組織として弁護士会は最もふさわしい。なぜか？

1 地方自治体のニーズ：多様性・専門性・迅速性

- (1) 自治体事情の多様性：組織規模, 財政, 被災等
- (2) 業務分野の多様性
 - ①総務（人事, 法務, 財政, 税など）
 - ②福祉部門（高齢者, 障害者, 母子, 児童・生徒, 多重債務者など）
 - ③住民サービス（住民法律相談, 消費者, 学校教育など）
- (3) 業務内容の専門性
- (4) タイムリーかつスピーディ
- (5) 弁護士活用法の多様性
 - ①内部化：一般職採用, 任期付採用
 - ②外部化：顧問弁護士以外にも, 審議会委員, 現場レベルの支援（助言, 簡易迅速な法律相談）, 事件処理代理人, 講師派遣, 共同研究など多様

2 弁護士会の組織・役割・機能：公共性・多様性・専門性・マンパワー

- (1) 組織：弁護士を構成員とする唯一かつ最大の団体（強制加入）
 - ※平成25年7月31日現在 33594名
- (2) 役割：基本的人権擁護・社会正義実現（弁護士法1条） → 公共性
- (3) 機能：多彩な委員会活動（無償）による公益活動の実践
 - ①多様性・専門性・公共性の涵養
 - ②人材養成機能, シンクタンク機能, 人材バンク機能
 - 自治体に対し委員会活動（OJT）経験者等の中から適任者を自治体推薦
 - ③活用弁護士・任期付職員等の供給源・バックアップ

第3 課題：アクセス障害

1 自治体側事情

- 資料3：自治体から見た課題分析

2 弁護士会側事情

- 資料4：弁護士会から見た課題分析

第4 目指すべき方向性：「行政連携」

- 資料5：目指すべき方向性

- 1 地方自治体と弁護士会との「連携」（行政連携）を図る。
- 2 その結果，地方自治体の実情とニーズにマッチした方法（内部化，外部化）と業務分野で，ニーズにマッチした弁護士の「活用」が可能となる。

第5 行政連携の理念

- 資料6：行政連携の理念

- 1 パートナー：住民福祉の充実
- 2 ユーザー：コンプライアンス向上・法の支配の確立・よりよい地方自治

第6 具体的方策／大阪弁護士会の取り組み ～ アクセス障害除去のために ～

1 行政連携センター発足

- 資料7：大阪弁護士会の取り組み
- 資料8：大阪弁護士会ホームページ「自治体・行政の方へ／行政連携センター」
- 資料9：月刊大阪弁護士会平成25年4月号「行政連携センター業務開始！」

2 行政連携のお品書きの発行

- 資料10：行政連携のお品書き（2013年版） ※殆どが既存の活動
- 資料11：行政連携のお品書き／コンセプト
★福岡県弁護士会 行政連携のお品書き（2013.3）

第7 行政連携の実績・効果

1 行政連携センター発足後の実績

- 地方公共団体委員推薦実績
2013.10.18 現在 72件（平成24年度174件）
- 資料12：講師派遣実績
2013.10.25 現在 105講座（内，新規16講座），決定済み102講座129名
- 資料13：弁護士紹介実績
2013.10.25 現在 7件（内，新規2案件），決定済み4件35名
- 弁護士研修の自治体向け開放
2013.10.25 現在 12講座（平成24年度19講座）
テーマ：行政，地方自治，労働，生活保護，後見，虐待，自殺，災害等

2 センター発足に伴う自治体ニーズ

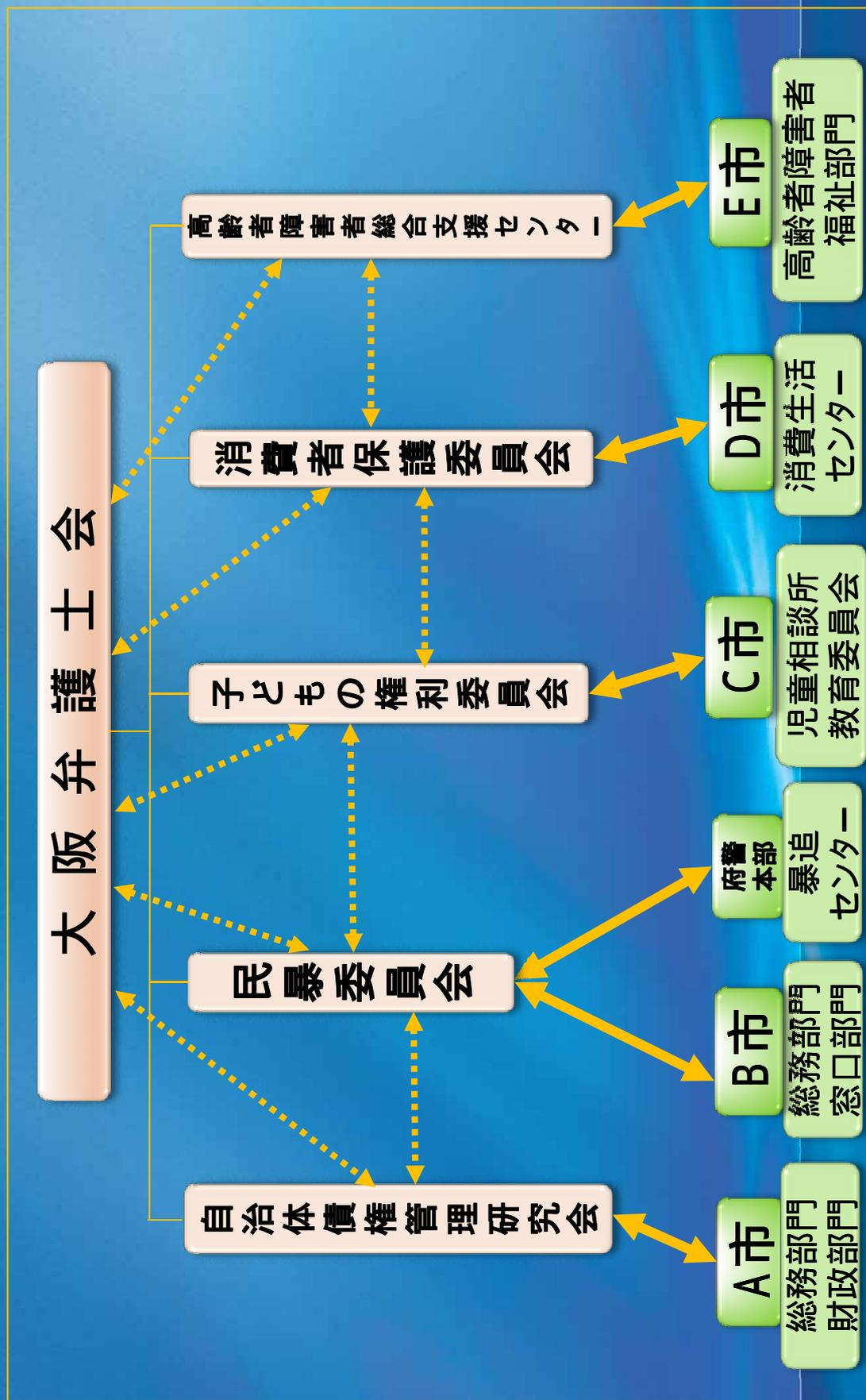
- 資料14：自治体参加者アンケート結果（2013.7.18発足記念シンポより）

3 自治体職員の意識の変化

- 資料15：自治体職員の声（2013.7.18発足記念シンポより）

大阪弁護士会における地方自治体との連携の実情

～多様性・専門性／「縦割り」による「情報偏在」～



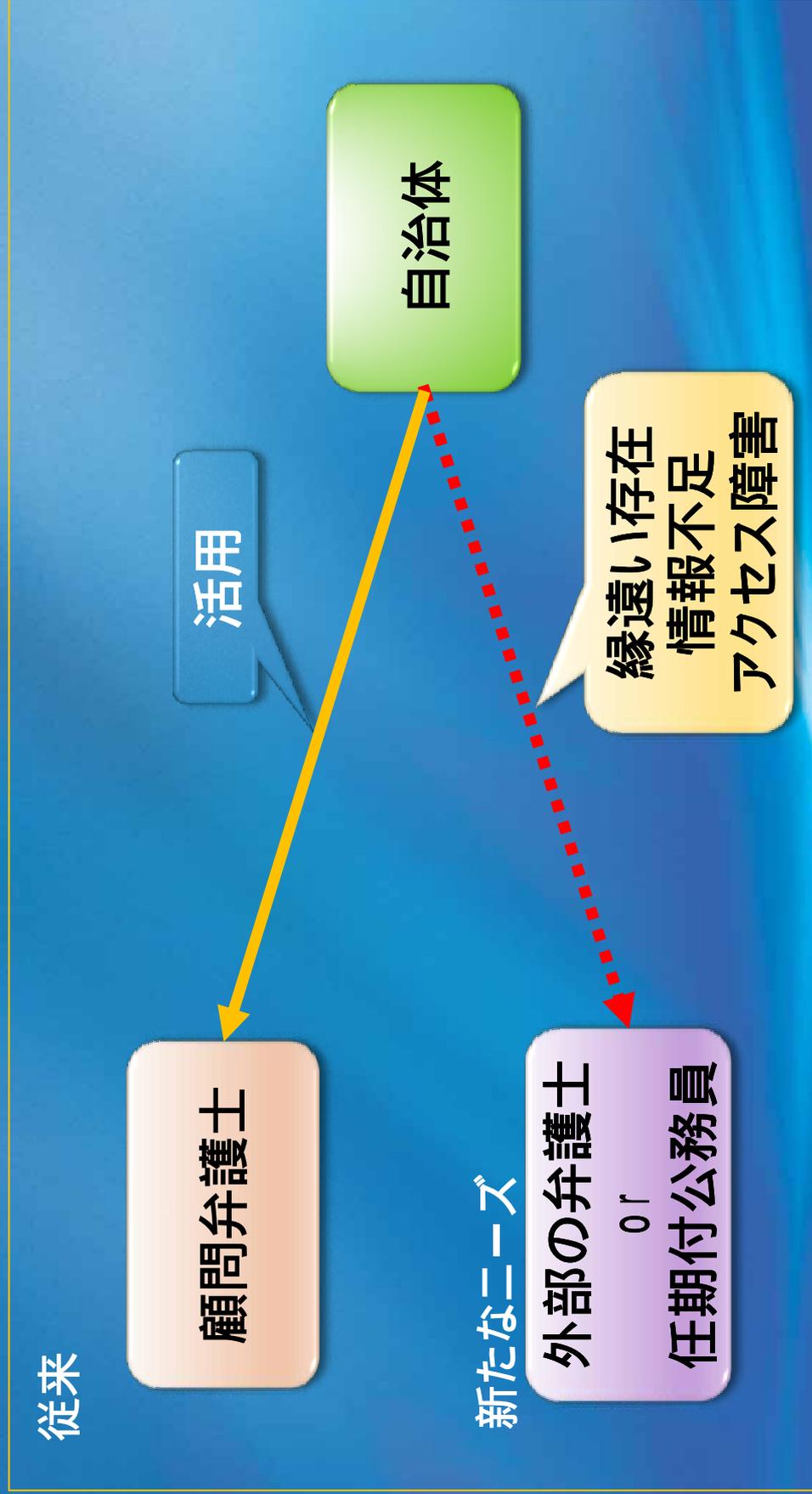
行政連携活動についての年間活動計画、活動状況、課題その他行政連携活動に関する情報について(抜粋)

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>「連携あり」と回答した委員会等</p> | <p>平成23年(2011年)度の連携予定等</p> |
| <p>高齢者・障害者総合支援センター運営委員会</p> | <p>①行政主体の高齢者・障害者のための法律相談・権利擁護相談への派遣。 ②行政設置の高齢者・障害者に関する様々な審査会、苦情解決機関、運営委員会、選考委員会等への委員派遣。 ③行政主催の各種研修などへの講師派遣。 ④社会福祉協議会の専門職のための相談担当者配置(顧問)制度。 ⑤契約した大阪府下14市が開催する高齢者虐待対応のための会議へ助言者を派遣。 ⑥契約したB自治体が開催する障害者虐待対応のための会議へ助言者を派遣。</p> |
| <p>消費者保護委員会</p> | <p>①消費生活に関する法律相談顧問契約(11自治体) ②相談員への専門研修(B自治体 平成23年5月10日から平成24年3月27日まで計44回実施予定) ③共同事例研究会(8月を除き、毎月1回、大阪府下各消費生活センターと実施) ④意見交換会(近畿財務局理財部金融第4課及びA自治体貸金貸付課、大阪府警本部生活安全部生活安全課、近畿財務局証券監督課、公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所)*いずれも時期は未定 ⑤無料法律相談(E自治体消費生活センター 平成23年4月11日から平成24年3月26日まで計24回実施予定) ⑥A自治体消費生活苦情審査委員会委員の推薦 ⑦A自治体消費生活苦情審査会臨時委員候補者の推薦 ⑧近畿経済産業局における消費者相談に係る顧問弁護士への推薦 ⑨B自治体消費者保護審議会委員公募に係る選考委員の推薦 ⑩B自治体消費者保護審議会委員の推薦 ⑪F自治体消費生活審議会委員の推薦 ⑫財団法人関西消費者協会理事の推薦 ⑬A自治体「食の安全安心推進協議会」委員の推薦 ⑭A自治体「食の安全推進対策専門委員会」委員の推薦 ⑮消費者向け独占禁止法セミナーの実施(公正取引委員会との共催)</p> <p>以下は、昨年度までは多重債務者救済対策本部の活動であったが、同本部が平成23年3月31日付けで解散したため、消費者保護委員会が引き継いだものである。 ①多重債務者支援のための自治体との連携(4自治体) ②A自治体多重債務者対策協議会等への参加・協力(多重債務改善プログラムの実施)*開催時期未定 ③B自治体消費生活相談の処理にかかわる法律相談委託事業への協力 B自治体(消費者センター)からの要請に基づいて、B自治体の実施する多重債務及び賃貸住宅相談についての法律相談の委託事業へ相談担当弁護士を派遣して協力する。</p> |

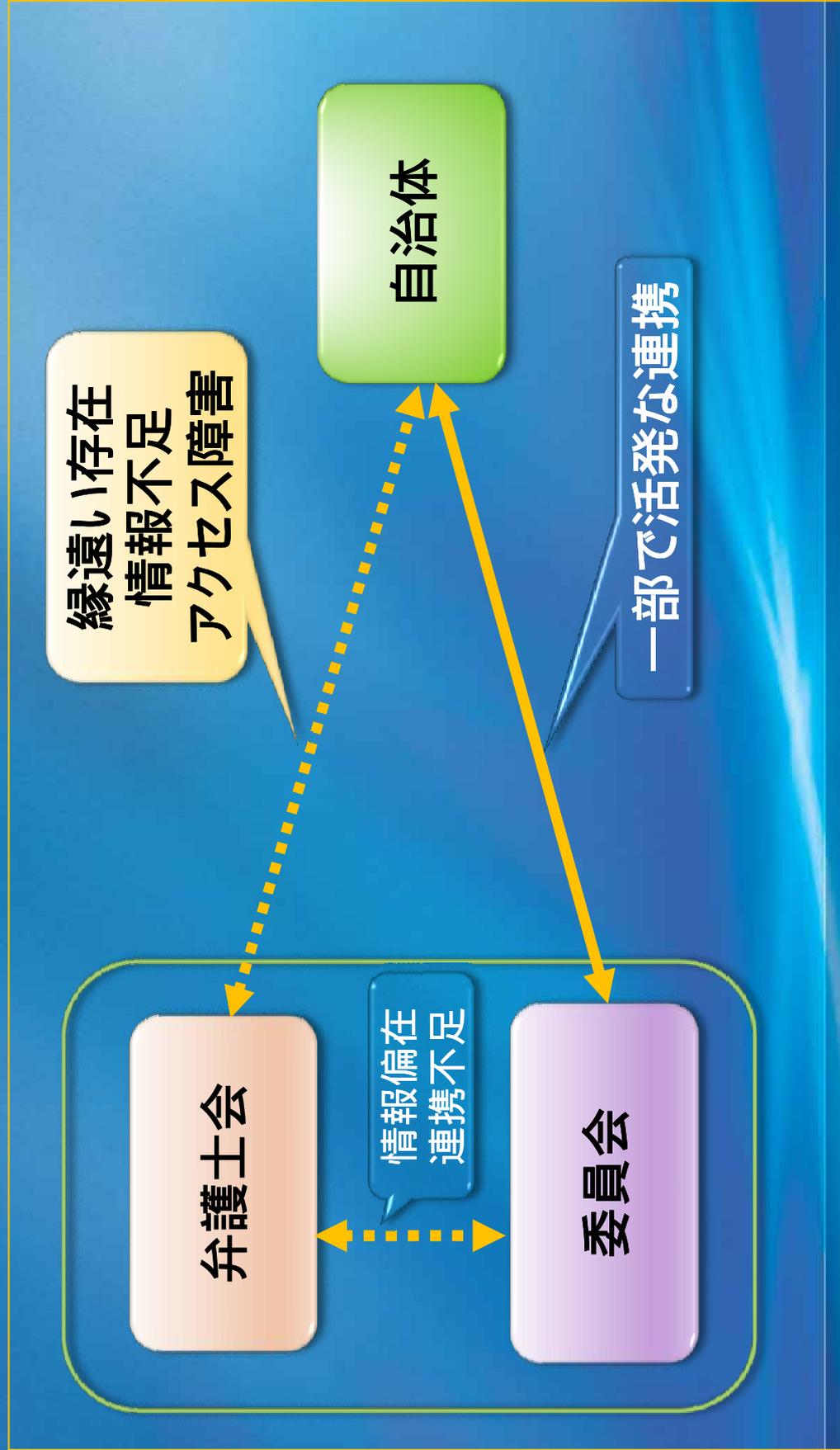
| | |
|-----------------------------|---|
| <p>子どもの権利委員会</p> | <p>[児童虐待に関連して] ①B自治体こども相談センター ②C自治体子ども相談所 ③A自治体子ども室・各子ども家庭センター ④各市町村要保護児童対策地域協議会 [学校問題に関連して] 大阪府下教育委員会 [その他] 各種委員会委員就任、講師派遣などを行っている。</p> |
| <p>民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会</p> | <p>①12市町村の行政対象暴力対策連絡協議会への顧問、参与の推薦 ②大阪法務局えせ同和行為対策関係機関連絡会の顧問推薦 ③A自治体への不当要求相談員の推薦 ④B自治体へのリーガルサポーターズの推薦 ⑤国土交通省(近畿地方整備局)用地部用地企画課への相談員の推薦 ⑥(財)A自治体暴力追放推進センターへの理事、委員、講師の推薦 ⑦大阪府警、(財)A自治体暴力追放推進センター、捜査四課暴力団対策指導係への民事介入暴力特別相談所相談員の推薦 ⑧D研修所 ⑨(財)人権教育啓発推進センター業務課への講師推薦 ⑩大阪府警との研究会開催</p> |
| <p>行政問題委員会</p> | <p>①行政訴訟ニュースの送付による情報提供(大阪府・府下全市町村) ②自治体への弁護士派遣システム(大阪府・府下全市町村) ③「債権管理・回収実務マニュアル」出版報告会を弁護士業務改革委員会と共同で開催。</p> |
| <p>弁護士業務改革委員会</p> | <p>①平成21年度に弁護士業務改革委員会と行政問題委員会に所属している会員20名が「自治体債権管理研究会」という任意団体を設立のうえ、C自治体から債権管理回収について調査のうえ、報告書を作成する業務を受託し報告書を提出した。その後、この報告書をもとに第一法規から「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」を出版した。 ②平成22年度に、同研究会は、C自治体から私債権管理回収マニュアルの作成業務を受託し、マニュアルを提出した。 ③平成22年度、23年度、同研究会は、C自治体の基金協会から求償権回収業務を受託し現在も継続中である。</p> |
| <p>人権擁護委員会</p> | <p>①法務局人権擁護部、人権擁護委員との懇談会を実施。 ②人権相談機関ネットワークへの加入を継続。 ③法務局人権擁護委員選任に対する調査への協力。 ④更生保護法人における法律相談実施に向けての協議。 ⑤自立支援センター職員との懇談会の実施。 ⑥巡回相談員との懇談会の実施。 ⑦自治体及びB自治体の野宿生活者巡回相談員とのタイアップ出張法律相談の実施。 ⑧自立支援センター関係への法律相談の実施。 ⑨外国人のための1日インフォメーションセッション実施にともなう相談員を派遣。 ⑩A自治体配偶者暴力相談支援センターと連携し、相談員や被害者を対象とした法律相談を実施。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 推薦委員会 | <p>行政機関等から推薦依頼があれば、随時、対応する。 なお、2011年6月23日現在の推薦依頼案件は、71件あった。</p> |
| 総合法律相談センター運営委員会 | <p>①各自治体、各種団体との委託契約に基づく法律相談。 なお、平成22年度の相談件数は43,013件、平成21年度の相談件数は44,130件、平成20年度の相談件数は46,083件。 ②各自治体、各種団体の法律相談委託者との懇談会。 平成22年度の参加団体数は36団体。 ③多重債務に関する自治体連携制度(6自治体)。 平成22年度の紹介件数は357件、平成21年度の紹介件数は428件。</p> |
| 広報委員会 | <p>毎年5月に「憲法週間記念行事」、毎年10月に「法の日週間記念行事」として、府下自治体(希望するところのみ)に弁護士を無料で派遣し、「市民講座」を開催。</p> |
| 犯罪被害者支援委員会 | <p>①特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンターに電話法律相談員や勉強会講師の派遣を行っている。 ②大阪府警察本部が実施している大阪府被害者支援会議に対し、構成員として出席者を派遣している。 ③毎年2月に裁判所・検察庁との三庁合同の懇談会を行っている。 ④委員会内研修として〇〇女子刑務所や〇〇保護観察所訪問と担当者との意見交換を行った。</p> |
| 法教育特別委員会 | <p>①7月22日「学校で法はどのように教えられるのか」講演会にA自治体教育委員会の後援を得ている。 ②7月27日A自治体教育センターより講師依頼があり、派遣決定をした。</p> |
| 貧困・生活再建問題対策本部 | <p>①2自治体との生活保護受給者に関する多重債務者自立支援プログラムでの連携。 ②2自治体と自殺対策の事業として、自殺未遂者の抱える多重債務問題解決のために連携。 ③日弁連、大阪弁護士会主催、厚生労働省後援で、全国一斉「雇用と生活問題ホットライン」を6月24日に実施。 ④厚生労働省主催のワンストップ・サービスデーへの相談員派遣協力。</p> |
| 大阪地域司法計画プロジェクトチーム | <p>2011年3月に「大阪地域司法計画2011」を策定し、行政との連携を特集記事として取り上げた。 現在「行政連携のお品書き」を作成しており、発刊後は、大阪府及び府内43市町村に配布予定である。</p> |

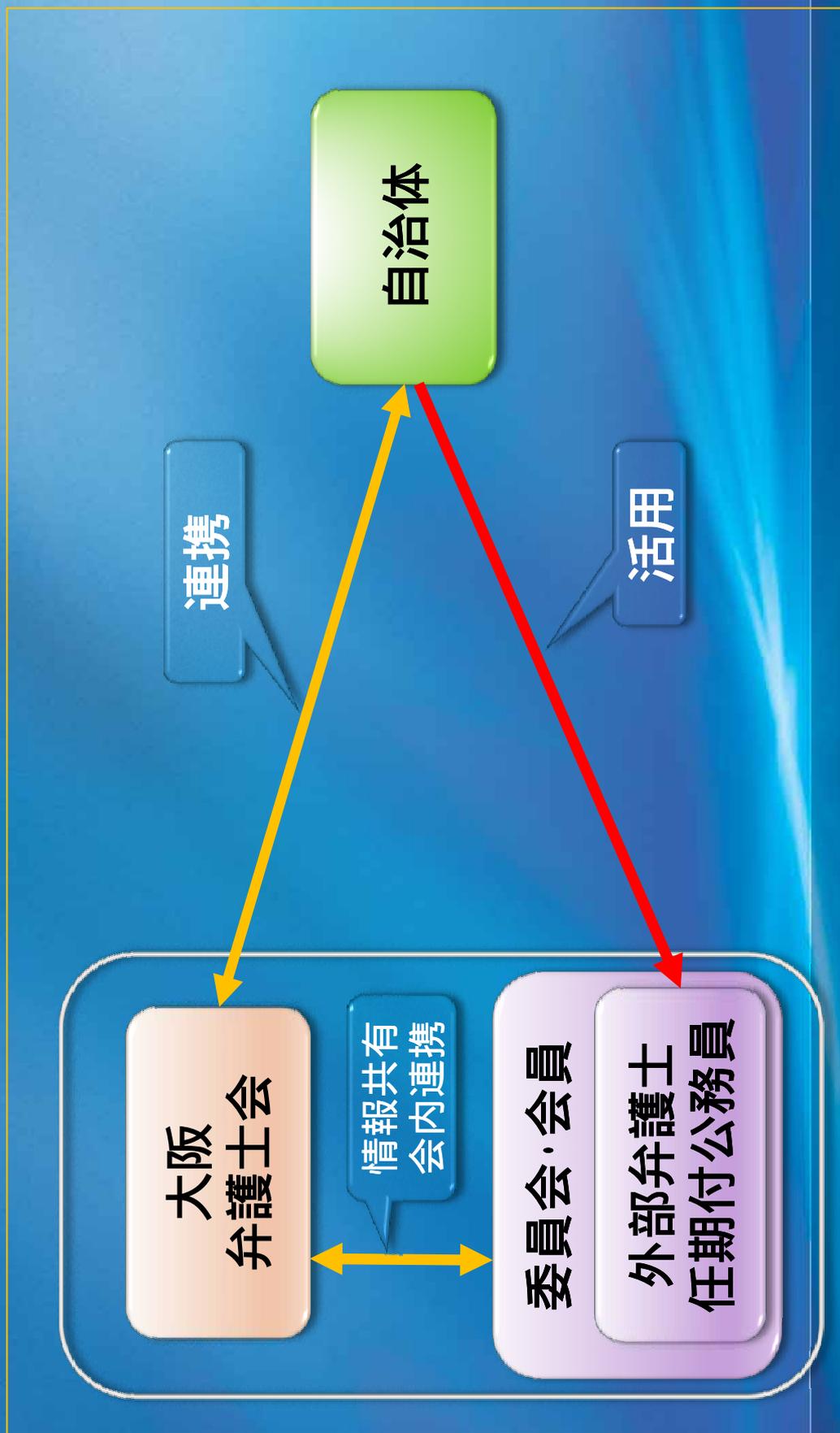
自治体から見た課題分析



弁護士会から見た課題分析



目指すべき方向性(2010)



行政連携の理念

～適度なチェック・アンド・バランスを図りつつ

- 行政による住民福祉の充実・セーフティネット機能の拡充を図る
弁護士会と行政とは、よりよい住民福祉を実現するための「パートナー」
- 行政におけるコンプライアンス向上・法の支配の確立・よりよい地方自治の実現を図る
行政は、法の重要な「ユーザー」
行政への法的サービスの拡充を図る

大阪弁護士会の取り組み ～アクセス障害除去のために～

- 方向性：行政連携を会の政策へ(2010)
- 組織としての取り組み(2011.4～)
- 円滑な連携を進めるためのツールづくり
- PDCAサイクル(計画 実行 評価 改善)

大阪弁護士会の取り組み(2011～現在) ～組織としての取り組み～

- 行政連携プロジェクトチーム(2011.4～)
 - マネジメント
 - 弁護士会全体の視点, 戦略性
 - 情報の共有と会内連携
 - 自治体ニーズの把握
 - 広報資源の効果的活用
- 行政連携センター発足(2013.4～)
 - 「シンボル」～自治体に向け情報発信
 - 「窓口」～自治体のニーズを受け止める
 - 「マッチング」～自治体の要望にマッチした適切な委員会・弁護士に繋ぐ

大阪弁護士会の取り組み(2011～現在) ～行政連携を円滑に進めるツールづくり～

- 情報発信
 - 「行政連携のお品書き」
 - 連載記事
 - 研修の自治体向け開放
 - 自治体向け懇談会・シンポジウム
 - 「任期付公務員ゼロワンプ大阪」
- 受け止め
 - 自治体専用の申込用紙



弁護士によるええ～話から、
ちょっと役に立つ話まで

放課後気分で、
いろいろ語ります。

| ホーム | 地図・交通 | サイトマップ | ENGLISH | ご意見箱 | リンク集 | 会員向けサイト |

サイト内検索:

検索

秘密保全法制に
反対します!

弁護士の放課後
ほな フロク
行こか～(ほ)り

MBSラジオ
弁護士の放課後
ほな行こか～
毎週月曜 よる 7:00～

法律相談 Web予約
6カ所の相談センター予約を
24時間受付中!

相談する トラブル
解決!
お近くの法律相談センター

- HOME
- 大阪弁護士会とは?
- 意見書・声明
- 講師派遣
裁判員制度・裁判傍聴
- 修習生・
弁護士向け就職情報
- 事務職員等求人情報
- 弁護士検索
- 地図・交通

イベント

- [10月29日] 12:10～ 日本センチュリー交響楽団によるランチタイムコンサートを開催いたします
- [10月30日～] 平成25年度司法試験合格者に対する司法修習開始前研修会(事前研修)のご案内
- [11月2日] シンポジウム「いよいよ法制化! 可視化立法の行方～周防正行監督と考える取調の可視化～」を開催いたします
- [11月15日] 「いい遺言の日」記念行事を開催いたします

おすすめ動画
労働の相談 (労働者編)
クリックで動画をチェック!

弁護士のお仕事

大阪弁護士会の活動

東日本大震災
復興支援ページ

自治体・行政の方へ
行政連携センター

可視化して
防げ、罪なき人の罪

子どもの人権
110番

大阪弁護士会
公式フェイスブック

お知らせ

- [10月16日] 「特定秘密保護法案上程に反対する会長声明」を
発表しました
- [10月4日] 「大阪弁護士会ニュース(第19号)～東日本大震災・
避難者の方々へ～」を発行しました
- [9月30日] 「家族法における差別的規定の改正を求める会長
声明」を発表しました
- [9月19日] 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な
方針(案)」のパブリックコメントに対する意見書を発表
しました
- [9月17日] 内閣官房調査室のパブリックコメント「特定秘密の保
護に関する法律案の概要」に対する意見書を掲載い
ました
- [9月17日] 「国及び東京電力に対する損害賠償請求訴訟の提
訴に関する会長談話」を発表しました
- [9月13日] 「死刑執行に抗議する会長声明」を発表しました
- [8月23日] 第66期司法修習終了予定者の大阪弁護士会への
入会申込手続について
- [8月13日] 弁護士に対する傷害事件についての会長談話を発
表しました

TV・ラジオCM
弁護士にご相談ください:
0570-0783-02
大阪弁護士会

ゲームで裁判員!
スイートホーム
炎上事件

会館地下1階
洋食レストラン EN
どなたでも利用可能です


行政連携センターの業務について
行政連携センターの業務について

1. **2013年4月1日より、大阪弁護士会に行政連携センターを発足し、自治体・行政のみなさまのための窓口業務を開始いたしました**

ご相談・お問い合わせがありましたら、お気軽に(ご連絡先)までご連絡ください。
事務局より簡単にお話を伺い、後ほど担当弁護士よりご連絡させていただきます。

(業務内容)

- 弁護士紹介:自治体職員のための簡易迅速な法律相談を担当する弁護士、個別係争案件の処理を担当する弁護士、コンプライアンス確保、条例立案等の助言のための弁護士
- 推薦:包括外部監査人、包括外部監査人補助者、付属機関委員、第三者調査委員会委員等の候補者
- 講師派遣:自治体職員を対象とする各種研修を担当する講師
- 相談:任期付公務員の任用の進め方等に関するご相談
- 各種研究会・事例検討会

(ご連絡先):TEL06-6364-1681(委員会部 司法課)

2. **「行政連携のお品書き」(2013年6月改訂版)を発行いたしました**

地方自治体が抱える課題は、多様かつ広範で専門性が高いものばかりです。
「タイムリーかつスピーディー」に解決すべき事案が少なくありません。
地方分権改革が進展する中、「自らの責任の下に自ら判断」することが求められています。

大阪弁護士会行政連携センターでは、自治体による弁護士活用の参考としていただくため、一覧表形式のメニューを作成いたしました。

どのような行政分野で、どのような形での利用が可能か、利用実績等を参考に、各自治体の実情にマッチしたご活用をご検討いただけますようお願い申し上げます。

- 【行政連携センターの概要(PDF書類)】
- 【行政連携のお品書きはこちら(PDF書類)】
- 【講師派遣申込用紙はこちら(PDF書類)】
- 【弁護士紹介申込用紙はこちら(PDF書類)】

自治体等申込

本票は大阪弁護士会にて保管いたします。

太線の中をご記入ください。

大阪弁護士会行政連携センター 御中

FAXの場合は06-6364-7477へ送信ください

講師派遣申込書

| | | | | | | |
|--|---|---|---------|---|---|---|
| | | 申込日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 申込者 | 団体名 | フリガナ | | | | |
| | 住所 | 〒 | | | | |
| | 担当者氏名 | | | | | |
| | 部署・連絡先 | | 電話 () | — | | |
| | | | FAX () | — | | |
| | | | E-mail | | | |
| 申込内容 | 講 題 | *既に講演実施要領・案内・進行次第等をご用意されておりましたら添付ください。 <input type="checkbox"/> 自治体債権 <input type="checkbox"/> コンプライアンス <input type="checkbox"/> 行政対象暴力等 (クレーム含む) <input type="checkbox"/> 遺言相続 <input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 消費生活 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| | 内 容 | *枠内に記載しきれない場合は、別紙でも結構です。 | | | | |
| | 対 象 者 | 予想人員 約 名 | | | | |
| | 日 時 | 平成 年 月 日 () or 月 日 () 午前/午後 時 分~午前/午後 時 分 (分間) *複数日にわたるプログラムをご予定の場合は、別紙として添付ください。 | | | | |
| | 場 所 | 会場名 | | | | |
| | | 所在地 | | | | |
| | | TEL | | | | |
| | 希望講演料 | 円 (車料込・別 円) *源泉徴収税を引かれる場合は、税引き後の手取り金額をご記入ください。 | | | | |
| | その他希望事項 (人数、所属委員会等。回答期限のご希望があれば併せてご記入ください。) | | | | | |
| 事前協議状況 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪弁護士会委員会等との事前協議 → 無 ・ 有 事前協議を行った委員会等 (連携センター, 業革, 行政, 民暴, 遺言相続センター) ひまわり, 消費者, 子どもの権利, 人権, その他 () 担当弁護士名 () | | | | | |
| 当センターをどこで知りましたか | <ul style="list-style-type: none"> 大阪弁護士会委員会等 (委員会等名称) との会合 行政連携のお品書き ・ 大阪弁護士会月報記事 ・ ホームページ 大阪弁護士会派遣講師による広報 ・ 当自治体等の顧問弁護士による紹介 当自治体等の他課又は委員 (名称) による紹介 他の行政機関 (名称) の職員 (部署) による紹介 その他 () | | | | | |
| <p>上記のとおり申し込みます。なお、</p> <ol style="list-style-type: none"> 弁護士会は講師となる弁護士を紹介するものであることを了承します。 本依頼に基づく講演の実施及び内容については紹介された弁護士と十分に打ち合わせ、協議いたします。 5~10分程度、弁護士・弁護士会の活動について広報することを承認します。 <p>(団体名)</p> <p style="text-align: center;">代表者 印</p> | | | | | | |
| 登録番号 | 紹介弁護士名 | 所属委員会等 | 処理番号 | | | |
| | | | 行政講師 - | | | |

自治体等申込

本票は大阪弁護士会にて保管いたします。

当センターが行う弁護士紹介の業務、管理運営のため必要の範囲で個人に関する情報を記載していただきます。
上記目的以外には、個人情報を利用しません。

弁護士紹介申込書

大阪弁護士会 行政連携センター 御中

FAXの場合は06-6364-7477へ送信ください

太線の中をご記入ください

| | | | | |
|--|--|---|---------|----------------------------|
| 申込日 | | 平成 年 月 日 | 番号 | |
| 自治体等 (申込者) | 住所 | 〒 | | |
| | 組織名称 | | 代表者氏名 | ワガナ |
| | 担当部署 | | | |
| | 担当者氏名 | ワガナ | 電話 () | — |
| | | | FAX () | — |
| | | | E-mail | |
| 当センターを どこで 知りましたか | ・大阪弁護士会委員会等（委員会等名称）との会合 ・行政連携のお品書き ・大阪弁護士会月報記事 ・ホームページ ・大阪弁護士会派遣講師による広報 ・当自治体等の他課又は委員（名称）による紹介 ・当自治体等の顧問弁護士による紹介 ・他の行政機関（名称）の職員（部署）による紹介 ・その他（ ） | | | |
| 事前協議状況 | ・大阪弁護士会委員会等との事前協議 → 無 ・ 有 ・事前協議を行った委員会等（行政連携センター、業革、行政、民暴、遺言相続センター、ひまわり、その他（ ））及び、担当弁護士名（ ） | | | |
| 依 頼 内 容 | 依頼分野 | ◆ 自治体債権 [債権管理、債権回収、不納欠損、住宅、相続財産管理、その他（ ）] ◆ コンプライアンス [入札・契約、公金支出、内部通報、その他（ ）] ◆ 行政対象暴力等 [暴力、悪質クレーム、その他（ ）] ◆ その他 [遺言相続、成年後見、消費生活、生活保護、個人情報、その他（ ）] | | |
| | 依頼種別 | ・相談助言 ・調査報告 ・代理委任（交渉、保全処分、支払督促、調停、民事訴訟、執行） ・その他（ ） | | |
| | 概要 | | | |
| | 予定委託料（税込み） | 円 | | |
| | 回答希望時期 | → 平成 年 月 日ころまで | | |
| | 紹介弁護士に関する希望 | → 無 ・ 有（人数： 名程度、所属委員会等： ） | | |
| 受付担当委員記載欄 | | | | |
| ■ 利害関係チェック（なければ空白で結構です） ①紛争の相手方・相手方弁護士は（ ） ②その他の利害関係について（ ） | | | | |
| | | | | 受付担当 委員名 |
| 次の事項を承認のうえ、上記のとおり申込みます。 1 回答希望時期、紹介される弁護士等について、申込者の希望に添えない場合があること。 2 紹介された弁護士との間に紛争が生じたときは弁護士会の調整に応じ、かつ、紹介された事件の処理について弁護士会は責任を負わないこと。 （申込者 代表者 又は 担当者の氏名） | | | | |
| 印 | | | | |
| 事件簿 | 処理簿 | 処理番号 | 紹介弁護士名 | 所属委員会等 |
| | | 行政 | 登録番号 | 業革、行政、民暴、遺言相続センター、ひまわり、その他 |
| | | — | | |

行政連携センター 業務開始!

行政連携センター運営委員会 委員長 金子 武嗣



第1 行政連携センターの概要

1 はじめに

平成 25 年 3 月 12 日の臨時総会において、行政連携センター創設のための会則改正、規程制定が行われ、同年 4 月 1 日から行政連携センターが業務を開始しました。

行政連携センターとは、従来、弁護士会の各委員会が個々に行って来た国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等（以下、「行政機関等」という。）との連携活動を弁護士会全体の視点から調整する役割、及び、行政機関向けに特化した広報を行い、その法的な需要に応じる弁護士会の窓口としての役割を担う機関として、創設されました。

2 行政連携センターの事業

(1) 行政連携センターが行う事業は、概ね次の2つです。

- ① 当会の各委員会と行政機関等とが連携して行う活動を推進するための方策の検討、立案及び実行(そのための会内の調整・マネジメントを含む)
- ② 行政機関等の債権管理、コンプライアンスの確保、行政対象暴力その他行政機関等に係る法律問題に関する弁護士の紹介及びこれに基づく事件受任の運営

①のうち、会内調整（マネジメント）機能については、従来、行政連携推進 PT が担っていたものですが、これに加えて、対外的にも行政連携推進の担い手としての活動を行います。そして、②

の行政機関等からの法的な需要に応ずる活動が新たに加わった機能です。

(2) このほか、行政連携センターが行う事業は、総合法律相談センター等からの移管業務を含め、以下のとおりです。

- ① 行政機関等に対し会員を講師として紹介する業務
- ② 条例、規則等の立案、制定及び運用に関する支援業務
- ③ 行政連携活動に関する調査及び研究
- ④ 弁護士の任期付公務員等の任用に関する支援業務
- ⑤ 各種団体との連絡協議
- ⑥ 本センターの広報活動
- ⑦ 大阪弁護士会総合法律相談センターとの提携業務

3 行政連携推進センターの仕組み

(1) 組織

行政連携センター運営委員会が運営を行い、運営委員会は、会長委嘱委員と関係各委員会からの推薦委員（合計 30 名以上）で構成されています。委員会推薦委員に参画していただく目的は、これまで各委員会が行ってきた「縦割り」による「情報の偏在」を解消し、行政連携センターと各委員会との行政連携活動に関する「情報の相互共有」と「有効活用」を図ることにあります。委員会推薦委員の方々には、選出母体となった委員会とのパイプ役としての役割が期待されますので、ご協力のほどお願いいたします。

この運営委員会内に、行政連携を推進する部門のほか、弁護士紹介及び事件受任の審査を行う部門を設けます。

(2) 弁護士紹介のフロー(下図参照)

- ア 行政連携センターでは、行政機関等専用の「講師派遣申込書」「弁護士紹介申込書」を用意いたしました。行政機関等には、この専用用紙を利用して、講師派遣又は相談助言・調査報告・代理委任等に係る弁護士紹介のお申し込みをいただくことになります。
- イ 行政機関等から講師派遣又は弁護士紹介の申込みをいただくケースとしては、各委員会が行政機関等の職員との事前協議を済ませているケースが多いことが想定されます。そこで、「講師派遣申込書」「弁護士紹介申込書」には、依頼分野欄、事前協議状況欄、希望事項欄等を設け、行政機関等のニーズと人選とのミスマッチを避ける工夫をしました。
- ウ 行政機関等からの講師派遣又は弁護士紹介の申込みがあった場合、運営委員会は、関連委員会からの推薦により、適切な弁護士の紹介を決

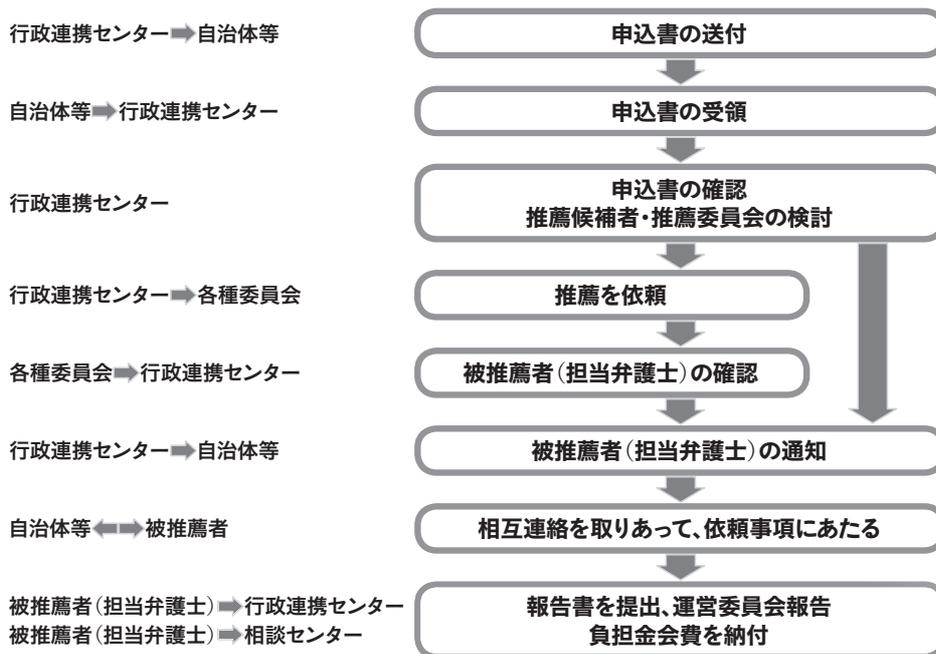
- 定します。これは、行政機関等からの依頼の内容は、一般事件以上に多様性に富み、名簿登載方式による機械的な処理になじまないこと、また、先に述べたように、既に各委員会等において、行政機関等との連携がなされている分野も多く、それらの分野においては、人選方法について従前の方法を踏襲することが行政機関等との信頼関係を維持することにつながるからです。
- エ 弁護士会活動に起因した弁護士会を通じての講師又は事件の紹介ですので、総合法律相談センターからの事件紹介と同様に、受任した会員に対しては、報告義務及び負担金会費の支払義務を課すこととしました。

第2 行政連携センター設立までの経緯

1 大阪弁護士会における行政連携活動の実情

当会の委員会等は、多方面にわたる行政分野において、行政機関等との間で、適度なチェック・アンド・バランスを図りつつ、活発な行政連携活動を行っています(2011年版「行政連携のお品書き」参照。なお、近日中に改訂版を発行する予定)。委員会等

【行政連携センター: 弁護士紹介・講師派遣のフロー】



は、日頃から、各種行政分野における立法や施策等を研究し精通しており、高度に法的専門性を有する「シンクタンク」「人材バンク」の役割を担っています。

しかし、ご多分に漏れず、委員会等の組織及び活動は「縦割り」となっています。そのため、弁護士会内で「情報の偏在」が生じており、「会」全体で見たとき、行政連携に関する「情報」の有効活用が十分になされているとはいえませんでした。

2 組織・活動のあり方の見直しに向けた歩み

そこで、「会」としての「情報の共有」と「効果的な活用」をはかるため、組織・活動の見直しに着手しました。
〔平成20年度〕

- ① 「地域司法計画2008」発行
 - 行政分野の法的ニーズを探るため、大阪府下自治体向けアンケート調査実施
 - 行政への法的サービスの実情及び課題と方策を提言
- ② 「会員以外の者の弁護士研修受講に関する検討PT」設置
 - 研修の地方自治体向け開放を答申

〔平成22年度〕

- ③ 「行政との連携に関するPT」設置
 - 「大阪弁護士会内において、行政連携機能を担うための組織体制を強化することが必要」「行政連携担当副会長の設置」等を答申

〔平成23年度～平成24年度〕

- ④ 「地域司法計画2011」発行
 - 「行政連携のお品書き」を発行し、府下地方自治体へ配付、各種研修会で配付。PRを開始
- ⑤ 「行政連携推進PT」設置
 - 「会」としての「マネジメント」を開始

3 具体的な取り組みと課題

(1) 行政連携推進 PT においては、2年間にわたって、弁護士会と行政機関等との連携活動を拡大強化するための「マネジメント」機能を担い、概略、次のような取り組みを行いました。

- ① 弁護士会内部の行政連携情報(成功体験事例)の収集と共有化

- ② 会内広報(大阪弁護士会月報の特集記事、連載記事など)と関係委員会への情報提供・側面支援
- ③ 法的需要のリーサーチ(各種アンケート調査、市長インタビューなど)
- ④ 効果的な広報ツール(地方自治体向けコンテンツ)の開発と対外広報(「行政連携のお品書き」の活用、外部開放研修など)
- ⑤ 地方自治体へのサポート(任期付公務員採用、債権管理研修、債権回収業務受託など)

(2) 同 PT の取り組みは全国的にも珍しく最も先進的で注目を集めていますが、2年間に及ぶ活動を通じて、以下のような課題が浮かび上がってきました。

- ① 行政機関向け広報の「シンボル」が存在しない(→ 需要喚起インパクトの不足)
- ② 行政機関のための「問い合わせ窓口」「弁護士紹介受付窓口」が存在しない(→ アクセス障害)
- ③ 行政機関のニーズにマッチした委員会・弁護士に繋ぐ「マッチングシステム」が存在しない
- ④ PTの性質上、「組織の継続性」がない

(3) そこで、このような課題を解決するため、平成25年4月1日をもって行政連携センターを設置することとしたものです。

第3 行政連携センターの果たす役割

1 行政連携の意義・目的

行政機関等、とりわけ住民に身近な地方自治体は、各種住民サービスを行うほか、社会的弱者のためのセーフティネットとしての重要な役割を担っています。その意味で、弁護士会と地方自治体とは住民福祉の増進を図るうえで重要な「パートナー」の関係にあります。相互に連携を深めることを通じて、地域の実情に応じた住民福祉の充実と社会的弱者救済のための施策を協働して実現することが可能になると考えられます。

また、地方分権改革の進展に伴い、地方自治体は、国の通知通達行政から解放され、自己責任の下に自己判断を迫られる場面が多くなり、専門家による法

的助言を受ける需要が高まっています。その意味で、地方行政分野において憲法を頂点とする法の支配及び法治主義の原理に基づく適法性を確保するうえで、地方自治体は重要な「ユーザー」であるといえます。弁護士会としても、適度なチェック・アンド・バランスに配慮しつつ、地方自治体の法的需要に応えることにより、行政分野における司法秩序の確保に寄与することができます。

2 行政連携センターの果たす役割(下図参照)

(1) 行政機関向け対外広報「シンボル」としての役割

第1に、行政連携センターは、行政機関向け対外広報の「シンボル」としての役割を担います。

行政連携活動を広げていくためには、行政機関等の内部に潜在する法的需要を顕在化させ、顕在化した法的需要を呼び込むのにふさわしいメッセージを強く発信することが必要です。行政連携センターでは、委員会等が行っている行政連携活動(成功体験事例、人的資源等)に関する広報資源を有効活用するほか、当会会員で市長、議員、任期付公務員に就任した方々との連携を図り、弁護

士会と行政機関等との連携の必要性や有用性について、地方自治体の首長や行政機関等の職員が興味関心を持つような形で、積極的で効果的な広報に努めたいと考えています。

その一環として、「行政連携のお品書き」の改訂を行うほか、広報室との連携を図りながら、当会ホームページの中に「自治体等行政機関向け」ページを開きたいと考えております。

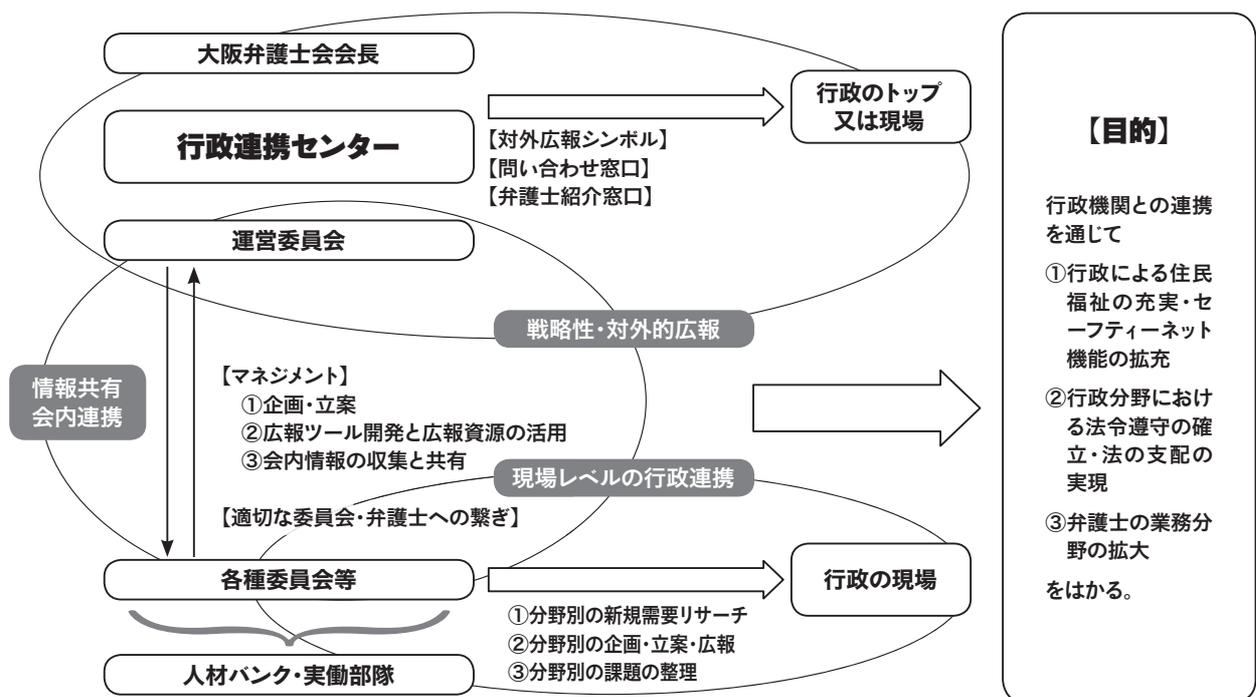
また、本年7月18日(木)午後より、当会会館において、自治体関係者等を招いた行政連携センター設立記念シンポジウムの開催を予定しております。

(2) 行政機関のための「窓口」としての役割

第2に、行政連携センターは、行政機関等のために特化した「各種問い合わせ窓口」「弁護士紹介受付窓口」としての役割を担います。

委員会等が行っている行政連携活動(成功体験事例、人的資源等)や弁護士の任期付公務員採用に興味・関心を持ち、初めて当会に「問い合わせたい」「弁護士紹介を依頼したい」と考える行政機関等のために、一元的で分かりやすい「窓口」

【行政連携センターの果たす役割】



を設けておくことが必要です。行政連携センターは、行政機関等から気軽に「問い合わせ」や「弁護士紹介申込み」をいただけるよう、**アクセス障害の解消**に努めます。

(3) 行政機関の要望にマッチした委員会及び弁護士に繋ぐ「マッチングシステム」としての役割

第3に、行政機関等の要望にマッチした適切な委員会及び弁護士に迅速に繋ぐ「マッチングシステム」としての役割を担います。

行政連携センターは、行政機関等からお問い合わせいただいた場合、行政機関等の要望内容を適切に把握し、その要望内容にマッチした適切な委員会及び弁護士に迅速に「繋ぐ」ことに努めます。このような活動を通じて、委員会等が担っている行政連携活動の活性化と活動領域の一層の拡大に努めたいと考えています。

第4 分野別行政連携の取組み

1 行政連携センターが、行政機関等に対して、弁護士紹介の依頼を想定している主な分野は、行政機関等の債権管理、行政対象暴力、コンプライアンス確保ですが、これらの分野では行政連携について、従前どのような実績があり、また、今後、どのような役割を担うことができるのか紹介いたします。

2 債権管理・回収

(1) 連携活動の広がり

ア 報告書作成業務の受託

当会における債権管理・回収分野での行政との連携活動は、平成18年度から開始した、府下地方自治体担当者との間での懇談会が始まりです。

懇談を重ね、相互の信頼関係が醸成されつつあったところ、ある地方自治体担当者から、当該自治体の未収債権について、庁内の現状を調査分析し改善点を提案する報告書の作成を委託できないかと打診があり、平成21年度に、当該

自治体から、債権の管理に関する報告書等作成業務を受託しました。同業務が、債権管理・回収分野における、具体的な報酬を伴う連携活動の出発点です。なお、当会が直接受託者となることは適切ではないので、実際に業務に従事する会員で構成する共同事業体（自治体債権管理研究会のメンバー）が受託者となりました。

翌平成22年度には、引き続き、私債権（貸付金債権など、私人間と同様の法律関係に基づき発生する債権）の管理・回収業務に従事する職員が、日常業務の各場面で参照できるマニュアル作成の依頼を受け、「私債権の管理・回収マニュアル」の作成業務を受託しました。

イ 図書の出版

これらの報告書は依頼者である地方自治体の承諾を得て、内容を抽象化・一般化するなどしたうえで、当会及び自治体債権管理研究会編集の図書として、次のとおり出版に至っています。図書の出版の際には、地方自治体職員向けの報告会を開催し、当会の取組みのPRをはかりました。

- ① 「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」(第一法規、H22年11月)
- ② 「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」(ぎょうせい、H24年4月)

ウ 個別の債権管理・回収業務の受託

また、平成22年度から上記地方自治体の外郭団体が有する未収債権の実際の管理回収業務を、自治体債権管理研究会のメンバーにて受託し、現在も受託継続中です。

業務遂行にあたっては、**債権回収一辺倒に偏ることなく、住民間の公正や福祉の観点からの配慮も怠らないというコンセプト**のもと、定期的に会議を開催し、複数の会員間で議論しながら方針を決定しています。

エ 地方自治体職員向け研修への講師派遣

平成23年度以降、債権管理回収に関する職員向け研修講師の派遣依頼を府内外の6つの地方自治体から受け、若手会員を中心に延べ34名の講師を派遣してきました。

オ 相続財産管理人選任への関与

相続人不存在のまま塩漬けとなった不動産に対する固定資産税等の賦課徴収に課題を抱えた地方自治体からの相談を受け、内容を検討した結果、相続財産管理人を選任すれば不動産の換価によって、十分に回収が見込める事案と判明し、その旨アドバイスしました。

その結果、当該自治体から当会に対し相続財産管理人選任申立業務の受託者及び相続財産管理人候補者の推薦依頼があり、実際に、当会が推薦した会員が申立代理人及び相続財産管理人として活動しています。同様の課題を抱えた地方自治体は多くあると思われ、今後の広がりが期待されます。

(2) 連携活動拡大の要因

上記の通り、債権管理・回収分野においては、行政連携活動は順調に拡大しています。

これは、自治体債権管理研究会の中核となって若手をリードしていただいている先輩方の尽力に加え、債権管理・回収という弁護士が本来得意とする分野において、地方自治体側のニーズとうまくマッチした結果と考えられます。このような活動が認知され、内閣府公共サービス改革推進室との連携（講師派遣や意見交換）も行っています。今後も、債権管理回収分野での行政連携活動は、広がっていくことが期待されます。

3 行政対象暴力等

(1) いわゆる暴力団排除条例が、全国47都道府県全てで施行されました。このような状況から、今後、より一層、この分野での弁護士会と行政機関等の緊密な連携強化が必要とされていくこととなります。また、近時は、えせ同和・えせ右翼など典型的な行政対象暴力事件だけでなく、度を越えた悪質なクレーム問題なども顕在化しており、地方自治体等をはじめ、少なくない行政機関の職員の皆さんが対応に苦慮されているとお聞きします。行政連携センターの創設が、行政機関等からのこ

れら法律相談、事件処理、研修等の潜在的ニーズの掘り起こしに繋がることが期待されます。

(2) この点、当会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会（以下「民暴委員会」という）は、これまで、地道な活動を積み重ね、警察や暴力追放推進センター等との間で、信頼関係に基づく緊密な連携を行ってきました。この連携の中には、不当要求対策への取組みを重視し、無償で行っているものも多数存在しています。そして、この連携を基礎として、主なものだけでも次のような各行政機関との取組み行うに至っています（なお、推薦については正式には当会推薦委員会を通じて行ったもの、講師の派遣ないし推薦については正式には当会総合法律相談センターを通じて行ったものを含みます。）。

- ① 大阪府下の6自治体の行政対象暴力対策連絡協議会への顧問・参与の推薦
- ② 大阪法務局えせ同和対策関係機関連絡会への顧問推薦
- ③ 大阪府への不当要求相談員の推薦
- ④ 大阪市へのリーガルサポーターズの推薦
- ⑤ 国土交通省(近畿地方整備局)用地部用地企画課への相談員の推薦
- ⑥ 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへの理事、委員、講師の推薦
- ⑦ 大阪府警捜査四課暴力団対策指導係、大阪府暴力追放推進センターへの民事介入暴力特別相談所相談員の推薦
- ⑧ 財団法人全国市町村研修財団等への講師派遣
- ⑨ 公益財団法人人権教育啓発推進センターへの講師派遣
- ⑩ 大阪府下の地方自治体との行政対象暴力研究会の実施
- ⑪ 大阪府警との研究会(条例制定など含む)の開催

(3) 行政連携センターに、行政機関等から行政対象暴力に関するご相談などがあつた場合には、速やかに、行政連携センターから民暴委員会に連絡が

入る仕組みを調べます。民暴委員会では、経験豊富なベテラン・中堅委員からやる気に満ち溢れた若手委員まで豊富な人材を配しているため、行政機関等のニーズに的確に対応することが期待されます。

- (4) 近時問題となっている暴力を伴わない度を超えた行政対象クレーム問題については、対象となる行政分野の特性や住民のクレームの特性等に応じて、民暴委員会、行政問題委員会などの適切な委員会が対応する予定です。

4 コンプライアンス確保

- (1) 当会行政問題委員会は、行政手続きの公正透明化、行政不服・行政訴訟等行政争訟の活性化、情報公開等の行政情報のあり方、地方自治制度のあり方、行政機関等の法令遵守その他の運営のあり方及び地方分権の推進に関する調査、研究、提言等を行うことを目的とした委員会です。

行政分野はともすると住民と自治体とが対峙することが少なくありません。そのような行政問題にあって、行政問題委員会には、地方自治体顧問弁護士、住民側弁護士、法務省訟務検事経験者、地方自治体職員経験者、自治体監査委員・包括外部監査人補助者経験者、各種審議会委員経験者など、多彩な立場の弁護士がバランスよく参加しています。そして、大阪地方裁判所行政部のほか、行政法・租税法・財政法・財政学等の研究者とも連携を図りながら、行政専門弁護士の養成、行政機関内部のコンプライアンスの確保、地方分権推進のための行政連携等のために協働しています。

また、法科大学院制度が導入され、行政法が司法試験の必須科目とされて以降、行政問題委員会には、法科大学院で行政法を履修し、地方自治体等の業務に興味・関心を持って参加する委員が増えつつあり、弁護士経験を積んだ後に行政機関等の任期付公務員に就任する委員もいます。

- (2) このような豊富な人材を有する行政問題委員会は、行政機関等に対し、以下の分野でのニーズに応えることが期待されます。

- ① 附属機関の委員推薦
- ② 第三者委員会設置に関する支援、委員推薦
- ③ 自治体監査委員、包括外部監査人、包括外部監査人補助者の推薦
- ④ 事業部門レベルにおける日常的な法律相談担当弁護士制度の導入に関する相談、法律相談担当弁護士の派遣
- ⑤ 行政法分野(行政訴訟、住民訴訟、自治体監査)及び行政コンプライアンス全般に関する研修実施
- ⑥ 地方自治体が抱える法的問題に関する相談・共同研究・意見書作成
- ⑦ 内部統制制度整備のための相談・支援・委員推薦
- ⑧ 公益通報制度の導入・整備・運用改善のための相談・支援・委員推薦
- ⑨ 契約及び公金支出等の適法性に関する調査報告書作成
- ⑩ 地域の実情に応じた政策法務の実現のための相談・支援・委員推薦

第5 終わりに

行政連携センターが、以上のような役割を担っていくためには、まず、行政機関等の方々に、弁護士会が提供する法的サービスが良質のものであることを知っていただく必要があると思います。そのためにも、もちろん広報宣伝も重要ですが、行政機関等のニーズに応えることができる人材を養成することが重要です。

一人でも多くの会員が、行政連携活動を担っている委員会等への参加と実践を通じて行政と関わりのある分野での研鑽を重ね、行政連携センターの活動に携わっていただけることを期待します。

行政連携センター

(自治体等行政機関からのお問い合わせ、お申し込み用です)
TEL 06-6364-1681 / FAX 06-6364-7477
(大阪弁護士会委員会部司法課が対応)



大阪弁護士会が
行政のみなさんのためにできること

行政連携のお品書き



発行 2013年(平成25年)6月1日
大阪弁護士会
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 TEL (06) 6364-1681
<http://www.osakaben.or.jp>

大阪弁護士会行政連携センター

TEL06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会司法部法課が対応いたします。)

行政連携のお品書き

| 対象分野 | 細目 | 種別 | 具体的内容 | 活動母体となる委員会等 | 利用実績のある自治体等 | | |
|---------|---|---|---|--|---|---|-----------|
| 全分野 | 共通 | 弁護士推薦 | 省庁地方支分部局や自治体の各種審査・委員会・第三者調査委員会の委員などについて行政の依頼分野に精通した適任者を推薦し、派遣します。 | 行政連携センター、推薦委員会 | 省庁地方支分部局、各自治体、各種団体 毎年200名以上の委員を推薦・派遣しています。 | | |
| | | 講師派遣 | 行政が主催する市民向け講演の講師に精通弁護士を推薦し、派遣します。 | 行政連携センター | 各自治体、各種団体 | | |
| | | 弁護士向け研修の外部開放 | 行政職員にも役立つ弁護士向け研修については無料で受講いただけるものがあります。 | 行政連携センター | | | |
| | リーガルサポート・タスク制度 | 法律相談 | 行政職員が弁護士の法律相談を簡易迅速に受けることができる制度を提供します。 | 行政連携センター | 行政連携センター | 大阪市 | |
| | | 任期付公務員の募集支援 | 募集条件・募集時期等の個別相談、弁護士会館を利用した説明会、会員への情報提供などの支援を行います。年1回、任期付公務員に関する自治体との意見交換会を実施しています。 | 行政連携センター | 行政連携センター、弁護士業務改革委員会 | 池田市、高槻市、寝屋川市ほか | |
| | 総務 | 外部監査 | 外部監査委託、補助者推薦 | 包括外部監査・個別外部監査を受託し実行します。また公認会計士が監査人に就任する場合には、弁護士の補助者を推薦します。 | 行政問題委員会、推薦委員会、弁護士業務改革委員会 | 大阪府、堺市 | |
| | | | コンプライアンス | 自治体の公正職務審査、内部通報、その他コンプライアンス確保のため弁護士を推薦し派遣します。 | | 大阪府、大阪市ほか | |
| | | 行政一般 | 研修 | 行政職員向けに各分野の研修・講師派遣をします。 | 行政問題委員会 | 行政問題委員会 | 各自治体、各種団体 |
| | | | 情報提供 | 「行政訴訟ニュース」の送付による情報提供をします。 | | | |
| | | 法律相談・弁護士派遣 | 共同研究・政策提言等 | 民事介入暴力に関連する共同研究会を実施し、政策提言その他理論的側面からの支援をします。 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 大阪府警、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、各自治体 | |
| | | | 顧問弁護士派遣／相談担当弁護士派遣 | 行政対象暴力運絡協議会、えせ同和行為対策関係機関連絡会などへの顧問弁護士派遣、不当要求相談員・民事介入暴力特別相談員などへの相談担当弁護士派遣、各種講演への講師担当弁護士派遣をします。 | | 国土交通省、大阪府、大阪市、八尾市等各自治体 | |
| | | 民事介入暴力・行政対象暴力に対する被害者救済 | 委員会所属弁護士で構成されるチームで、各種不当要求に対するアドバイスや法的手続による紛争解決を行います。 | 委員会所属弁護士 | | 大阪府等各自治体 | |
| | | | 講師派遣・支援 | 行政分野の特性等に応じて、対応困難な各種行政対象クレームに関する講師派遣を行うほか、具体的事例の相談、法的手続等の支援を行います。 | 弁護士業務改革委員会、行政問題委員会、高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）、貧困・生活再建問題対策本部など | 各自治体 | |
| | | 財政・債権回収 | 行政対象クレーム | 法律相談受託・政策提言・支援 | 行政分野の特性等に応じて、対応困難な各種行政対象クレームに関する講師派遣を行うほか、制度設計・政策提言・マニュアル作成等を支援します。 | | 2自治体、1団体 |
| 研修 | | | | 公債権・私債権の管理回収に関する講師派遣を行います。実務にマッチした研修を行い、現場職員からの事例相談にも応じます。 | 自治体債権管理研究会（弁護士業務改革委員会、法教育特別委員会、弁護士業務改革委員会） | 大阪市、豊中市、茨木市、河内長野市ほか | |
| 共同研究 | 債権の管理回収に関する自治体職員の疑問点について、自治体から具体的な相談事例の提供を受け、弁護士が研究発表・助言等を行います。 | | | 2自治体 | | | |
| 福祉 | 多重債務者救済 | 多重債務者救済事業 | 自治体と弁護士会が連携をとって、生活保護受給者が抱える多重債務問題を解決し、生活再建を助めます。 | 貧困・生活再建問題対策本部 | 大阪市、堺市 | | |
| | | 自治体が行う児童虐待危機介入援助チーム | 地方自治体から委嘱を受けてチームの委員となった弁護士が、各児童相談所からの相談依頼に応じます。 | 子どもの権利委員会 | 大阪府、大阪市、堺市の各児童相談所 | | |
| | 学校問題・いじめ・体罰・ケース相談 | 委員、講師派遣 | 各連携先が有する子どもをサポートするチームや第三者調査委員会に参加して問題解決、再発防止にあたります。又、学校分野の特性に応じて、学校に対して保護者や周辺の地域住民等から寄せられる要望等のうち対応が困難と思われる具体的なケースのほか、体罰、いじめ、学校事故の具体的なケース、さらには学校校則の定め方等の抽象的な問題意識からこれに基づき具体的な生徒指導のあり方についてまでの相談を受け、学校による適切な対応について法的な視点からの助言あるいは研修を実施します。 | 子どもの権利委員会、法教育特別委員会、弁護士業務改革委員会、弁護士業務改革委員会 | 大阪府教育委員会、市町村教育委員会 | | |
| | | 選任担当者配置制度 | 行政機関等の専門職等のための選任担当者（顧問）の配置をします。権利擁護、虐待、自殺防止などに実績があります。 | | 大阪市、大阪府社会福祉協議会 | | |
| | 高齢者・障害者 | 講師派遣 | 高齢者・障害者問題を啓発するための講演等に講師を派遣します。これまでのチームは、成年後見制度、介護事故とリスクマネジメント、高齢者・障害者の権利擁護、高齢者虐待、障害者虐待、高齢者・障害者の消費者被害などです。 | 高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり） | 各自治体、地域包括支援センター、各種団体 | | |
| | | 虐待対応専門職チーム派遣 | 高齢者・障害者の個別案件に対する関係機関の対応を検討する会議に、社会福祉士とともにスーパーバイザーを派遣します。 | | 大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、池田市、茨木市、寝屋川市、高槻市、羽曳野市、摂津市、高石市、高槻市 | | |
| | 市民サービス | 障害者 | 触法障害者の助言者派遣 | 触法障害者の刑事手続中の支援や出所後の生活支援について、個別案件に対する関係機関の対応を検討する会議に助言者を派遣し、助言を行います。 | | 東大阪市 | |
| | | | 法教育事業 | 法教育として、弁護士による出張授業、夏休みジュニアロールなどを実施します。 | 法教育特別委員会 | 大阪府教育委員会、大阪府私学課、大阪市、堺市 | |
| | | 労働問題 | 講師派遣 | 労働問題全般について精通している弁護士を派遣します。 | 労働問題特別委員会 | 各種団体 | |
| | | | 講師派遣 | 消費者問題を啓発するための消費者教育についての講師派遣をします。 | | 各自治体、各種団体 | |
| | | 消費者 | 顧問弁護士派遣 | 消費者問題に精通した弁護士を顧問として紹介・派遣します。 | 消費者保護委員会 | 大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、門真市、泉南市、高石市、高槻市、阪南市 | |
| | | | 事例研究会 | 共同事例研究会を大阪府消費生活センターと共催して、消費者問題の研究、ケーススタディをします。 | | 大阪府消費生活センター、府下各消費生活センター | |
| 多重債務者救済 | | 多重債務者救済事業 | 自治体と弁護士会が連携して、多重債務者救済制度により多重債務者の生活再建を助めます。 | 貧困・生活再建問題対策本部 | 大阪府、大阪市、堺市、豊中市、八尾市、高槻市 | | |
| | | 自殺未遂者相談支援 | 自殺未遂者の抱える法的問題の解決のために自治体と弁護士会が連携します。 | | 大阪府、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、高槻市 | | |
| 交通事故 | | 講師派遣 | 交通アドバイザー研修への講師派遣をします。 | 交通事故委員会 | 大阪市 | | |
| | | 行政職員交通アドバイザーへ交通事故に関する法律知識等の講演・研修をします。 | 行政職員交通アドバイザーへ交通事故に関する法律知識等の講演・研修をします。 | | 大阪府 | | |
| 犯罪被害者支援 | 政策提言・支援 | 犯罪被害者支援会議に出席し、政策提言・支援をします。 | 犯罪被害者支援委員会 | 大阪府 | | | |
| | DV問題 | DV被害者の個別救済活動として、行政機関と連携します。 | 人権擁護委員会 | 大阪府配属者暴力相談支援センター | | | |
| 中小企業支援 | 講演会開催 | 中小企業向けの講演会を開催します。 | 中小企業支援センター | 大阪商工会議所、日本政策金融公庫等 | | | |
| | 法律相談・弁護士紹介 | 中小企業向けの法務・経営等に関する法律相談や弁護士紹介を行います。 | 司法委員会 | 大阪府中小企業再生支援協議会 | | | |
| 遺言・相続 | 精通弁護士派遣 | 事業再生に精通した弁護士を個別支援チームの専門家メンバーとして派遣します。 | 連言・相続センター | 各自治体、地域包括支援センター、各種団体 | | | |
| | 講師派遣 | 高齢者が遺言・相続に備えるための講演等に講師を派遣します。自治体職員が直面する相続に関する問題についても相談いただけます。 | | | | | |
| 全分野 | 法律相談 | 自治体が主催する法律相談業務を受託します。 | 総合法律相談センター | | | | |
| | 講師派遣 | 自治体の職員を対象とした災害時における個人情報取り扱いに関する研修会への講師派遣を行います。 | 災害復興支援委員会 | 各自治体、各種団体 | | | |
| 災害対策 | 避難者支援 | 避難者を対象とした相談事業への弁護士派遣を行います。 | | | | | |
| | その他 | 災害対策、復興支援、避難者支援に関する諸活動を行います。 | | | | | |

行政連携のお品書き／コンセプト

- 弁護士会の強みを伝える
 - 弁護士会は自治体にとって頼れる存在
- 利用者である自治体の利便性
 - 自治体の業務分野に対応
 - 網羅性・一覧性
 - 提供可能な法的サービスの具体的内容を紹介
 - 利用実績

2013 行政連携センター：講師派遣一覧

| 印 新規 | 受付日 | 申込者 | タイトル | 講演日 | 推薦母体 | 期 |
|---------|-------------|-----------------|-----------------------------|-------------|-------------------------------------|-----|
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2013年12月10日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 54期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2013年12月13日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 54期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年01月17日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 46期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年01月21日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 46期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年01月24日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 48期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年01月28日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 49期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年02月04日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 54期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年02月07日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 54期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年02月18日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 55期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年02月21日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 58期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年03月04日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 58期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年03月07日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 59期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年03月11日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 44期 |
| | | 〇〇暴力追放推進センター | 不当要求防止責任者講習 | 2014年03月14日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 44期 |
| 29 | 2013年04月01日 | 〇県総務部 | 自治体債権(税外未収債権の事務)にかかる実務研修の講師 | 2013年06月14日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 62期 |
| 36 | 2013年04月03日 | 〇市役所地域福祉課 | 障がい者・高齢者虐待への対応について | 2013年06月27日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 43期 |
| 〇 | 2013年04月09日 | 〇市納税課 | 地方公共団体のための債権等管理・回収対策(第1回) | 2013年06月27日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 42期 |
| 〇 | 2013年04月09日 | 〇市納税課 | 地方公共団体のための債権等管理・回収対策(第2回) | 2013年07月25日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 61期 |
| 〇 | 2013年04月09日 | 〇市納税課 | 地方公共団体のための債権等管理・回収対策(第3回) | 2013年08月19日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 62期 |
| 〇 | 2013年04月09日 | 〇市納税課 | 地方公共団体のための債権等管理・回収対策(第4回) | 2013年08月22日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 60期 |
| | 2013年04月10日 | 社会福祉法人 〇社会福祉協議会 | 成年後見制度の概要と市民後見人に期待するもの | 2013年06月21日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 48期 |
| | 2013年04月10日 | 社会福祉法人 〇社会福祉協議会 | 成年後見制度の概要と市民後見人に期待するもの | 2013年06月29日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 43期 |
| | 2013年04月12日 | 〇市教育委員会 社会教育課 | エンディングノートについて | 2013年07月26日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 60期 |
| | 2013年05月29日 | 〇介護支援課 | 高齢者虐待防止法における高齢者虐待について | 6/10・6/14 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 47期 |
| | 2013年05月31日 | 〇研修所 | 不当要求コンプライアンス | 2013年09月04日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 46期 |

2013 行政連携センター：講師派遣一覧

| ○印 新規 | 受付日 | 申込者 | タイトル | 講演日 | 推薦母体 | 期 |
|----------|-------------|------------------|--------------------------------------|-------------|-------------------------------------|-----|
| | 2013年06月07日 | ○市債権管理室 | 徴収事務にかかる研修会(第1回) | 2013年07月02日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 63期 |
| | 2013年06月07日 | ○市債権管理室 | 徴収事務にかかる研修会(第2回) | 2013年09月06日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 63期 |
| | 2013年06月07日 | ○市債権管理室 | 徴収事務にかかる研修会(第3回) | 2013年11月19日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 57期 |
| | 2013年06月07日 | ○市債権管理室 | 徴収事務にかかる研修会(第4回) | 2014年1月 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 60期 |
| ○ | 2013年06月20日 | ○市財務課 | 法令等に、基づく支払督促、訴えの提起、強制執行等の法的手続きの選択と実施 | 2013年08月07日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 60期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「成年後見制度の概要」① | 2013年08月17日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 43期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「成年後見制度の概要」② | 2013年08月24日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 34期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「権利擁護の基本的考え方と実際」③ | 2013年08月31日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 48期 |
| 30 | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「権利擁護の基本的考え方と実際」④ | 2013年08月31日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 55期 |
| 36 | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「後見活動の実際・事例検討」⑤ | 2013年09月28日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 48期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「後見活動の実際・事例検討」⑥ | 2013年10月05日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 55期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「成年後見制度(制度の内容と後見事務について)」 | 2013年11月09日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 43期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「関連法律知識(契約・親族・相続・遺言等について)」 | 2014年01月18日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 48期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「後見業務の実際(5)終了事務について」 | 2014年02月15日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 55期 |
| | 2013年06月21日 | 社会福祉法人 ○社会福祉協議会 | 「施設実習の振り返り」 | 2014年03月08日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 34期 |
| | 2013年07月05日 | ○市債権回収対策室 | 債権管理・回収研修会(第1回) | 2013年08月05日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 63期 |
| | 2013年07月05日 | ○市債権回収対策室 | 債権管理・回収研修会(第2回) | 2013年08月30日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 65期 |
| | 2013年07月05日 | ○市債権回収対策室 | 債権管理・回収研修会(第3回) | 2013年09月17日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 62期 |
| | 2013年07月05日 | ○市債権回収対策室 | 債権管理・回収研修会(第4回) | 2013年10月03日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 60期 |
| | 2013年07月17日 | 社会福祉法人 ○市社会福祉協議会 | 権利擁護の基本的考え方と実際 | 2013年08月31日 | 高齢者・障害者総合支援センター—運営委員会 | 59期 |

2013 行政連携センター：講師派遣一覧

| ○印 新規 | 受付日 | 申込者 | タイトル | 講演日 | 推薦母体 | 期 |
|----------|-------------|------------------|--------------------------|-------------|-------------------------------------|------|
| | 2013年07月17日 | 社会福祉法人 ○市社会福祉協議会 | 成年後見制度の概要 | 2013年08月24日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 41期 |
| ○ | 2013年07月18日 | ○市教育委員会 学校○○班 | 法的観点からみる学校徴収金の取り扱いについて | 2014年01月30日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 42期 |
| | 2013年08月02日 | 社会福祉法人 ○市社会福祉協議会 | 事例検討 | 2013年09月28日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 52期 |
| | 2013年08月02日 | 社会福祉法人 ○市社会福祉協議会 | 後見人の職務 | 2013年09月28日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 52期 |
| | 2013年08月26日 | ○法務局 人権擁護部○課 | 民事介入暴力とえせ同和行為の排除について | 2013年10月30日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 57期 |
| | 2013年08月28日 | ○法務局 人権擁護部○課 | えせ同和行為の実態や排除にむけての講演 | 2013年10月25日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 57期 |
| ○ | 2013年09月04日 | ○市暴力排除対策協議会 | 最近の暴力団情勢について | 2013年11月13日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 48期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年10月28日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 55期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年10月30日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 49期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年11月05日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 57期 |
| 31 | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年11月07日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 54期 |
| 36 | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年11月12日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 48期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年11月19日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 58期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年11月22日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 58期 |
| | 2013年09月13日 | ○総務部 | 不当要求排除対策研修会 | 2013年12月03日 | 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 | 49期 |
| | 2013年09月17日 | 社会福祉法人 ○市社会福祉協議会 | 成年後見制度 | 2013年11月09日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 41期 |
| ○ | 2013年09月18日 | ○高等学校○研究会 | 奨学金の仕組みってどうなってるの | 2013年10月08日 | 貧困・生活再建問題対策本部 | 51期 |
| ○ | 2013年09月26日 | ○市○保健福祉センター | 高齢者虐待事件・障がい者虐待事件 | 2013年12月20日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | #N/A |
| | 2013年09月27日 | ○市社会福祉協議会 | 市民ジョブサポーター養成基礎講座 | 2013年10月05日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 61期 |
| ○ | 2013年10月04日 | ○高齢介護室 | 介護保険施設等における個人情報保護と人権について | 2013年11月29日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 59期 |
| | 2013年10月04日 | ○市○保健福祉センター | 高齢者虐待防止講演会 | 2014年01月14日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 59期 |
| ○ | 2013年10月07日 | ○生活支援課 | 障害者虐待防止法と法施行後の状況 | 2013年11月19日 | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | 41期 |
| ○ | 2013年10月15日 | ○市契約○課 | 公務員犯罪と公務員の服務倫理について | 2013年12月 | 行政問題委員会 | #N/A |
| ○ | 2013年10月17日 | ○市財納税課 | 強制徴収権を有する公債権の回収について | 2014年2月頃 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | #N/A |

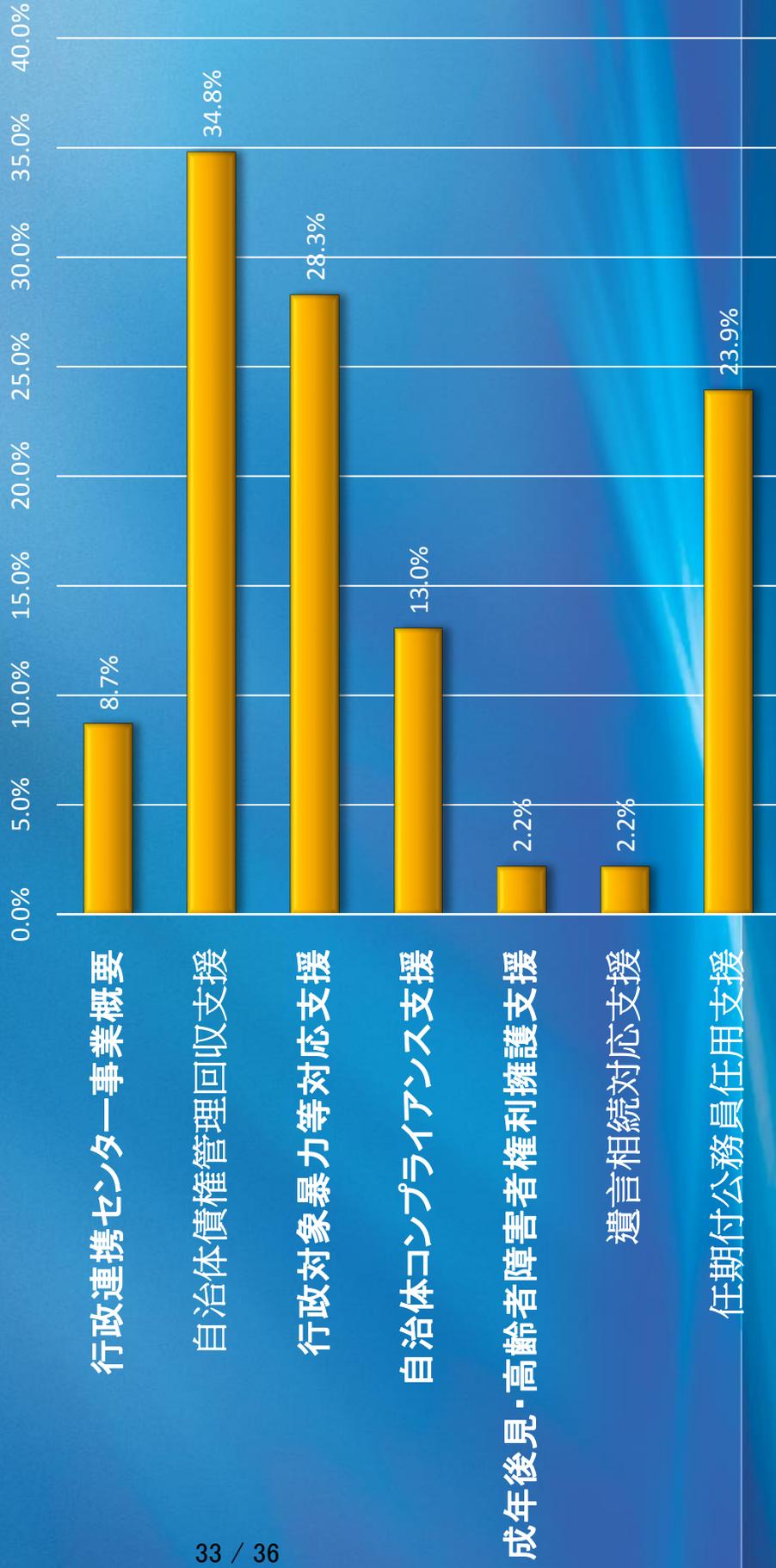
2013 行政連携センター：弁護士紹介一覧

| ○新規 | 受付日 | 申込者 | 依頼分野 | 依頼種別 | 回答 | 推薦母体 | 修習期 | 他 |
|-----|-------------|-------|------------|------------|-------------|-------------------------------------|-----|------|
| | 2013年05月14日 | 〇〇〇協会 | 自治体債権・債権回収 | 代理委任 | 2013年06月18日 | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | 42期 | 他31名 |
| ○ | 2013年06月27日 | 〇市用地課 | 遺言相続 | 調査報告 | 2013年07月08日 | 遺言・相続センター運営委員会 | 62期 | |
| ○ | 2013年06月27日 | 〇市用地課 | 遺言相続 | 調査報告 | 2013年07月08日 | 遺言・相続センター運営委員会 | 49期 | |
| ○ | 2013年06月27日 | 〇市用地課 | 遺言相続 | 調査報告 | 2013年07月08日 | 遺言・相続センター運営委員会 | 62期 | |
| ○ | 2013年10月22日 | 〇市総務課 | 道路管理瑕疵 | 調査報告 | | | | |
| | 2013年10月24日 | 〇市課税課 | 債権回収 | 代理委任 | | 自治体債権管理研究会 弁護士業務改革委員会 行政問題委員会 | | |
| | 2013年10月24日 | 〇市課税課 | 相続財産管理人 | 相続財産管理人候補者 | | 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 | | |

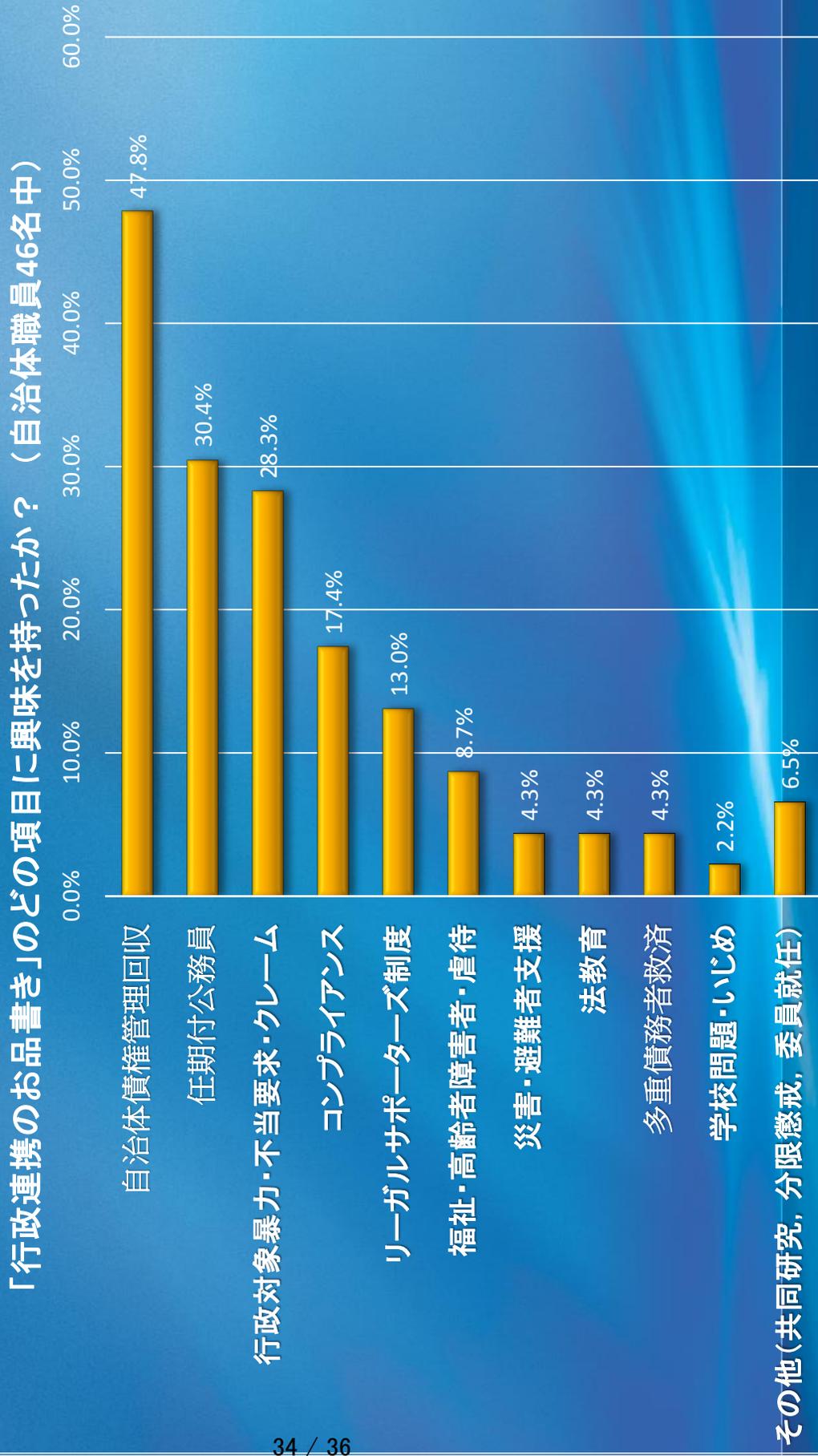
自治体参加者アンケート結果 (2013.7.18行政連携センター発足記念シンポジウム)

第1部(基調報告・プレゼンテーション)

どの取り組みに興味を持ったか？ (自治体職員46名中)



自治体参加者アンケート結果 (2013.7.18行政連携センター発足記念シンポジウム)



自治体職員の声

(2013.7.18行政連携センター発足記念シンポジウム)

- 弁護士・弁護士会との距離感
 - 身近になった。／うるさい存在のイメージが変わった。
- 行政連携センター発足について
 - 弁護士とのチャンネルが増えることはありがたい。
 - 専門分野の弁護士とマッチングできることはありがたい。
 - 様々な可能性があることが分かった。
 - いろんな面で連携できればありがたい。
 - 身近な関係を築くことができればよい。
- 行政連携のお品書きについて
 - 大いに参考にする。

自治体職員の声

(2013.7.18行政連携センター発足記念シンポジウム)

- 弁護士会と行政との連携の意義について
 - 行政も弁護士も社会正義の実現という目的は同じ。
このような取り組みは必要。
 - ともに法を扱う職。連携協力により法に基づく行政が実現できる。
 - 市民によりよいサービスをするため自治体としても法的サポートは必要。